

大垣市個人情報保護法等施行細則

令和5年3月3日

規則第10号

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第22号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的外利用)

第2条 法第69条第1項又は第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しようとする所属(大垣市行政組織規則(平成18年規則第12号)第3条第1項の表に規定する課等及び同規則第3章に規定する出先機関をいう。以下同じ。)の長は、当該保有個人情報を保管する所属の長に対し、個人情報目的外利用申請書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、保有個人情報を保管する所属の長が緊急かつやむを得ないと認めるときは、口頭で申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた保有個人情報を保管する所属の長は、当該申請の諾否を決定し、個人情報目的外利用決定通知書(第2号様式)により当該申請をした所属の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請の場合は、口頭で通知することができる。

(外部提供)

第3条 法第69条第1項又は第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供を受けようとする者は、別に定める手続による場合を除き個人情報外部提供申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体からの申請については、他の様式によることができる。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、個人情報外部提供決定通知書(第4号様式)により前2項の申請をした者に決定の内容を通知するものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項の開示請求書は、大垣市保有個人情報開示請求書(第5号様式)によるものとする。

(開示決定等通知書)

第5条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(第6号様式)によるものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(第7号様式)によるものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第6条 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)(第8号様式)によるものとする。

2 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(第9号様式)によるものとする。

(開示請求事案移送通知書等)

第7条 市長は、法第85条第1項の移送をするときは、移送する行政機関の長等に対し、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(第10号様式)により通知するものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(通知)(第11号様式)によるものとする。

(第三者意見照会)

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見(第86条第1項用)について(照会)(第12号様式)によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見(第86条第2項用)について(照会)(第13号様式)によるものとする。

3 法第86条第3項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(第14号様式)によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(第15号様式)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付

(開示の実施方法)

第10条 法第87条第3項の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第16号様式)によるものとする。

2 政令第28条第4項に規定する規則で定める送付に要する費用の納付方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 郵送に必要な額の切手を貼り付けた返信用封筒を市長に送付する方法
- (2) 法第82条第1項の規定による通知とともに市から送付された納入通知書により納付する方法

- (3) 市の公金口座に振り込む方法

(開示に要する費用)

第11条 条例第2条第3項に規定する費用は、別表のとおりとする。

(訂正請求書)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、大垣市保有個人情報訂正請求書(第17号様式)によるものとする。

(訂正決定等)

第13条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(第18号様式)によるものとする。

- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(第19号様式)によるものとする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第14条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)(第20号様式)によるものとする。

- 2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(第21号様式)によるものとする。

(訂正請求事案移送通知等)

第15条 市長は、法第96条第1項の移送をするときは、移送する行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(第22号様式)により通知するものとする。

- 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)(第23号様式)によるものとする。

(訂正決定の通知)

第16条 法第97条の規定による通知は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(第24号様式)によるものとする。

(利用停止請求書)

第17条 法第99条第1項の利用停止請求書は、大垣市保有個人情報利用停止請求書(第25号様式)によるものとする。

(利用停止決定等)

第18条 法第101条第1項に規定による通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(第26号様式)によるものとする。

- 2 法第101条第2項に規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨

の決定について(通知)(第27号様式)によるものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第19条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)(第28号様式)によるものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(第29号様式)によるものとする。

(任意代理人の委任状)

第20条 法第76条第2項、第90条第2項及び第98条第2項の規定による委任による代理人は、市長に対し、委任状(第30号様式)を提出又は提示するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月19日規則第7号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

保有個人情報の複写	金額
コピー(A3判まで。ただし、カラーコピーを除く。)	1枚 10円
コピー(A3判を超えるサイズ)又はカラーコピー	市長が別に定める額
委託複写	実費
電磁的記録を用紙に出力したもの(A3判まで。ただし、カラーで出力したものを除く。)	1枚 10円
電磁的記録を用紙に出力したもの(A3判を超えるサイズ)又はカラーで出力したもの	市長が別に定める額
CD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体の複写	市長が別に定める額

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

個人情報目的外利用申請書

(所属・所属長)

様

(申請者) 所 属
所属長

大垣市個人情報保護法等施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を目的外利用したいので申請します。

保有個人情報の名称	
保有個人情報の媒体	
保有個人情報の内容	
利用目的	
利用方法	
該当する根拠条項等	個人情報保護法第69条第 項 号に該当 法令等()

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

個人情報目的外利用決定通知書

(所属・所属長)

様

(所属・所属長)

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の目的外利用については、次のとおり決定しましたので、大垣市個人情報保護法等施行細則第2条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	可 ・ 否
決 定 の 理 由	(該当する根拠) 個人情報保護法第69条第 項 号に該当
保有個人情報の 名 称	
利 用 の 条 件	

年 月 日

個人情報外部提供申請書

大垣市長 様

(申請者) 住 所
法人名
氏 名
連絡先

大垣市個人情報保護法等施行細則第3条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の外部提供を受けたいので申請します。

保有個人情報の名称	
保有個人情報の媒体	
保有個人情報の内容	
利用目的	
利用方法	
管理方法	
利用年月日	年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

個人情報外部提供決定通知書

様

大垣市長

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の外部提供については、次のとおり決定したので、大垣市個人情報保護法等施行細則第3条第3項の規定により通知します。

決定の内容	可 ・ 否
決定の理由	
保有個人情報の名称	
外部提供の条件	
担当所属	部 課 電話

第5号様式(第4条関係)

大垣市保有個人情報開示請求書

年 月 日

大垣市長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。写しの交付については、実費が必要です。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付

☐ その他()

<実施の希望日> 年 月 日※受付日から15日以上之余裕を持ってください。

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて開示請求の前30日以内に取得した住民票の写し等(原本)を添付してください。		
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状(原本) ☐ その他() ※ 委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたもので、実印が押印され開示請求の前30日以内に作成された印鑑登録証明書を添付する、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付してください。		

第 号
年 月 日

様

大垣市長



保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

担当所属	部	課	電話
------	---	---	----

第7号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	
担当所属	部 課 電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第22号)第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当所属	部 課 電話

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大垣市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第22号)第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担当所属	部 課 電話

第10号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先：
	法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)
担当所属	部 課 電話

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
担当所属	部 課 電話

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報の開示請求に関する意見(第86条第1項用)について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
担当所属	部 課 電話

第13号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報の開示請求に関する意見(第86条第2項用)について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
担当所属	部 課 電話

第14号様式(第8条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

大垣市長 様

(ふりがな)

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

第15号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当所属	部 課 電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第16号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

大垣市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の 名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部
		② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部
		② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部
		② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無〔 有 : 同封する郵便切手等の額
無 〕 円

(〈連絡先〉 部 課 電話)

第17号様式(第12条関係)

大垣市保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大垣市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担 当 所 属	部 課 電 話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
担当所属	部 課 電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当所属	部 課 電話

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第95条の規定（訂正 決定等の期限の特例） を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当所属	部 課 電話

第22号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	
担当所属	部 課 電話

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	
担当所属	部 課 電話

第24号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

大垣市長 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当所属	部 課 電話

第25号様式(第17条関係)

大垣市保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大垣市長 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当所属	部 課 電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第27号様式(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担当所属	部 課 電話

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
担当所属	部 課 電話

第 号
年 月 日

様

大垣市長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当所属	部 課 電話

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

(委任する事項の□にチェックを入れてください。)

- ☐ 個人情報の(開示・訂正・利用停止)請求を行う権限
- ☐ 請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- ☐ 決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- ☐ 決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- ☐ 決定通知を受ける権限
- ☐ 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

(注) 次のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。